

税関発給コードに関する主な申請の流れ

-目次-

- ・税関輸出入者コード新規申請の流れ…………… 1
税関輸出入者コードを初めて申請する際はご覧ください。
- ・税関輸出入者コード変更申請の流れ…………… 2
税関輸出入者コードの申請内容の変更を行う際はご覧ください。
- ・海外仕出人・仕向人コード新規申請の流れ…………… 3
海外仕出人・仕向人コードを初めて申請する際はご覧ください。
- ・支店コード申請の流れ(税関輸出入者コード及び海外仕出人・仕向人コード共通)…………… 3
支店コードを初めて申請する際はご覧ください。



税関輸出入者コード新規申請の流れ

税関ホームページ

新規申請書式入手

申請者又は申請代理人

(1) 新規申請書式取得
 税関ホームページ内の「税関発給コード申請ページ」(<http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/zeikancode.htm>)にアクセスし、新規申請書式(Excel形式)をダウンロードする。

(2) 新規申請
 新規申請書式に必要事項を入力し、税関発給コード担当 tyo-chosa-iio-zeikancode@customs.go.jp に電子メールで送信する。

(3) 対査確認(存在確認)書類及び委任証明書の提出
 対査確認書類等の提出が必要となる場合には、新規申請書送信後、左の提出先へ必要書類を提出する。(詳細は下記参照。)

《対査確認書類》

- (法人)
 ※対査確認書類の提出は不要
- (個人)
 ・住民票(複写不可、マイナンバー(個人番号)が記載されていないもの、又は、マイナンバー部分をマスキング処理したもの)

※個人事業者名(屋号等)で申請する場合、以下の書類等(複写可)も合わせて提出

- ・所得税の青色申告承認申請書
- ・個人事業の開廃業等届出書等

いずれもマイナンバー(個人番号)が記載されていないもの、又は、マイナンバー部分をマスキング処理したもの

- (法人登記をしない団体等)
 ・登記事項証明書に代わる書類

《委任証明書》
 ※代理申請の場合のみ提出。なお、PDFデータ形式化し、(2)に合わせて電子メールにより送信することも可。

(4) 発給状況確認
 コード発給の通知書(PDFデータ形式)を電子メールにて送信するので、そちらで発給状況を確認する。
 ※書面による通知は行わない。

税関発給コード担当

新規申請書送信(電子メール)

書類提出が必要となる場合の提出先

《持参》最寄りの税関
 各税関本関：通関総括(第1)部門
 各税関署所：通関総括担当部門

《郵送》東京税関 調査部
 税関発給コード担当
 〒135-8615 東京都江東区青海 2-7-11
 東京港湾合同庁舎
 ※郵送は配達証明付き一般書留等、配達記録が残る方法で行う。

対査確認書類・委任証明書持参

又は、

対査確認書類・委任証明書郵送

発給通知書送信(電子メール)

税関輸出入者コード変更申請の流れ

税関ホームページ

変更申請書式入手

申請者又は申請代理人

(1) 変更申請書式取得
 税関ホームページ内の「税関発給コード申請ページ」
 (<http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/zeikancode.htm>)
 にアクセスし、変更申請書式 (Excel 形式) をダウンロードする。

(2) 変更申請
 変更申請書式に必要事項を入力し、税関発給コード担当 tyo-chosa-iio-zeikancode@customs.go.jp に電子メールで送信する。

(3) 対査確認(存在確認)書類及び委任証明書の提出
 名称及び住所1を変更する場合は、対査確認書類の提出が必要となる場合があるので、変更申請書送信後、左の提出先へ必要書類を提出する。(詳細は下記参照。)

- 《対査確認書類》
- (法人)
 - ※対査確認書類の提出は不要
 - (個人)
 - ・住民票(複写不可、マイナンバー(個人番号)が記載されていないもの、又は、マイナンバー部分をマスキング処理したもの)
 - ※個人事業者名(屋号等)で申請する場合、以下の書類等(複写可)も合わせて提出
 - ・所得税の青色申告承認申請書
 - ・個人事業の開廃業等届出書等
 - いずれもマイナンバー(個人番号)が記載されていないもの、又は、マイナンバー部分をマスキング処理したもの
 - (法人登記をしない団体等)
 - ・登記事項証明書に代わる書類

税関発給コード担当

変更申請書送信 (電子メール)

書類提出が必要となる場合の提出先

《持参》最寄りの税関
 各税関本関：通関総括(第1)部門
 各税関署所：通関総括担当部門

《郵送》東京税関 調査部
 税関発給コード担当
 〒135-8615 東京都江東区青海 2-7-11
 東京港湾合同庁舎
 ※郵送は配達証明付き一般書留等、配達の記録が残る方法で行う。

対査確認書類・委任証明書持参

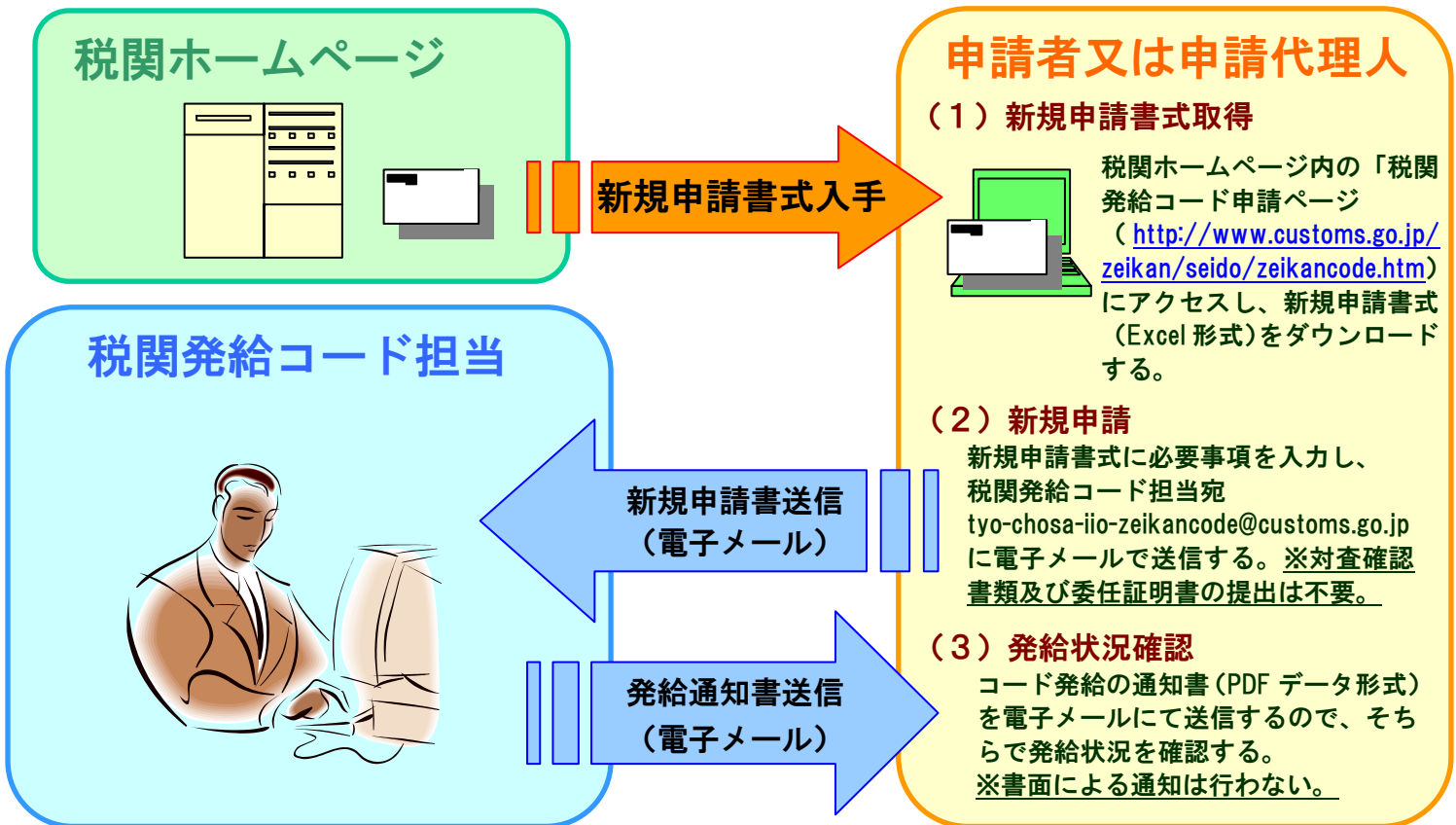
又は、

対査確認書類・委任証明書郵送

変更通知書送信 (電子メール)

(4) 変更内容確認
 変更が完了した旨の通知書 (PDF データ形式) を電子メールにて送信するので、そちらで変更内容を確認する。
 ※書面による通知は行わない。

海外仕出人・仕向人コード新規申請の流れ (※変更申請の場合も流れは同じ)



支店コード申請の流れ (※税関輸出入者コード及び海外仕出人・仕向人コード共通)

